

# 令和3年度決算審査意見書

令和4年9月8日

佐久穂町監査委員 興 水 博

佐久穂町監査委員 小宮山 雅則

# 令和3年度佐久穂町一般会計及び特別会計 決算審査並びに運用状況に関する審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度の佐久穂町の一般会計及び特別会計の決算について審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

## 1 審査の対象

- (1) 令和3年度佐久穂町一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和3年度佐久穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- (3) 令和3年度佐久穂町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- (4) 令和3年度佐久穂町住宅改修資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書
- (5) 令和3年度佐久穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (6) 令和3年度佐久穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- (7) 令和3年度佐久穂町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
- (8) 令和3年度佐久穂町老人保健施設特別会計歳入歳出決算書
- (9) 令和3年度佐久穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (10) 令和3年度佐久穂町健全化判断比率
- (11) 令和3年度佐久穂町資金不足比率

## 2 審査の基本方針

この決算審査に当たっては、決算書に予算の執行実績を表した計算書に相当するものであるという基本理念を尊重し、行政目的達成のために予算が計画的経済的に執行されていたかどうか、また、予算執行上において違法あるいは不当な執行はなかったか、決算計数に誤りはないか、これらの点にも主眼をおいて審査に当たった。

## 3 審査の期日

令和4年7月28日から8月8日まで 実7日間

## 4 審査の手続き

地方自治法第233条第2項により、町長から送付された令和3年度の各会計の歳入歳出決算書、同歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金の運用状況を示す書類については、関係法令に準拠して調整されているかどうかを確認し、また、関係証拠書類との照合等通常行うべき審査手続きを行った。

## 5 審査の結果

決算審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に基づいて調整されており、決算計数は関係帳票類と照合した結果、誤りがないものと認めた。

また、予算執行状況は、その目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認めた。

## 6 審査の意見

### (1)未収金対策について

町税、国民健康保険税、別荘管理負担金、町営住宅使用料、道水路敷占用料、奨学資金貸付金等において未収金が発生しています。

未収対策を積極的に行い未収金が減少しているところもありますが、年々増加しているものもあります。個々に事情もあると思いますが、公平な税制等について考えると早期に未収金の実態を把握・分析するなかで、法的措置を前提とした催告を行うなど効果的な措置に努めてください。個別の滞納整理記録を明確にし、保存することを要望します。また、不納欠損処分等については年々増加する傾向ではありますが、法令根拠を明確にし、慎重にかつ適正に実施されるよう努めてください。

## (2)健康で長生きのできるまちづくりについて

町の高齢化率 38.6%（令和 4 年 3 月 31 日現在）と少子高齢化が進む中、医療・介護に係る給付費が増大し、財政に占める割合が高まっています。こうした現状から健康増進・介護予防の取組の推進により、社会保障に係る歳出の節減が大きな課題となっています。これまで進めてきた予防事業の取組が効果を示してきた一方で、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛などが及ぼす健康被害が新たな懸念材料となっています。こうした現状を踏まえ、コロナ禍の時代に対応した保健予防・介護保険事業等をさらに展開していただくことを要望します。

## (3)町有施設の必要性の見直しについて

町有施設については外部委託により令和 3 年 3 月に「公共施設個別施設計画」が策定されましたが、長寿命化・再編対策など現状の課題を踏まえながら、計画的かつ効果的な施設等の維持や整備が図られることを要望します。

また、町道・橋梁等については補修のみならず長期的な計画策定を行うことを要望します。

## (4)予算編成について

合併算定替の優遇措置等の終了に伴い、今後益々財源確保が厳しくなるなか、少子高齢化や人口減少による更なる社会保障費の増加が見込まれるので、予算編成に当たっては、適正な見積りの精査と執行見通し（連年の予算執行率の低下・不用額の増加）に留意するとともに、道の駅構想・台風 19 号による災害復旧事業など大型な事業に着手していることから、今後、基金の取り崩し、公債費の増加が見込まれるので、更なる事務の効率化を目指し経費の節減に努めてください。

## (5)外部委託業務について

従前からシステム構築・改修等について、その費用圧縮に努めるように要望してきたところですが、昨年 9 月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、基幹業務（住民基本台帳から子ども子育て支援までの 17 業務）及びそれ以外の業務システムについて、地方公共団体は令和 7 年度末までに原則的に「標準準拠システム」への移行を行うこととされた。

これによるメリットとして国は、①サーバー・OS 等の共同利用によるコスト削減、②情報システムの迅速な構築・柔軟な構築が可能、③庁内外のデータ連携が容易、④セキュリティ対策・運用監視を行う必要がなくなるとしています。

これらを踏まえ、標準準拠システムへの移行をスムーズに行うために、基幹業務システムの移行準備、それ以外の業務システム移行の可否等の検討を早めに行う事を要望します。

#### (6)補助金交付について

補助金の交付にあたっては、交付団体が行う事業の収支について精査を行い、その効果について検証し補助金のP D C Aサイクルを構築し、補助金が効果的かつ適正に利用されるよう努めてください。

コロナ禍で多額の財政出動が予測される中、補助金等が無駄なく効果的に支出されているか住民への説明が求められる状況が想定されます。要綱や規則に沿って適正に補助金等が交付されているかあらためて点検を行い、また要綱等が整備されていない場合は直ちに整備するよう対応してください。

#### (7)少子化対策について

全国的な人口減少社会への移行が進む中、佐久穂町においても急激な少子高齢化を迎えており、こうした現状に対応すべく佐久穂町総合計画においてコミュニティの強化や移住促進などの指針が示されています。総合政策課を主管課として「選ばれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」の実現に向けより一層戦略的な政策推進を要望します

#### (8)町内人材の活用について

町職員は、各種事務の多様化、事務量の増大という状況にあるが、増員できる環境にない。一方、町内には現役を退いた技術者・特殊技能を持った町民が相当数いるのではないかと思われる。こうしたなかで、人材バンク的なものをつくり、町民の方々に登録していただき、例えばこれらの方々に業務委託を行うなどして、町の事業等に協力いただける体制を構築することを再考してください。

#### (9)内部統制の制定

平成32年4月地方自治法の改正により都道府県及び政令指定都市は「内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備する義務」が課されることになりました。(市町村は努力義務)

当町において事務処理ミス等が全く行っていない訳ではないことを踏まえ、内部統制基準を策定しコンプライアンスへの取り組みを明確にすることにより、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを町民に示すことが必要であると考えますので、内部統制の制定について要望します。

なお、各会計における特に留意すべき事項は次のとおりである。

## 1) 一般会計

### 総括

令和3年度における一般会計の歳入決算額は10,567,049千円、歳出決算額は9,409,502千円、差引残額1,157,547千円（うち繰越明許費明許繰越額は318,403千円）で、差引残額から繰越明許費を差し引いた実質収支額は839,144千円となり、そのうち基金に430,000千円を積み立て、残り409,144千円は翌年度に繰り越した。（2年度積立額160,000千円、元年度積立額7,000千円）

これを令和2年度と比較すると、歳入総額は△525,531千円と減額で、町税△24,408千円、国庫支出金△526,073千円、県支出金△32,359千円、繰入金△92,258千円、諸収入△74,146、町債が△338,094千円がそれぞれ減額となっている。

また、歳出総額も△931,880千円の減額である。

減額要因は、総務費（新庁舎建設等）△540,495千円、民生費（特別定額給付金等）△989,845千円、衛生費（台風19号災害廃棄物処理事業）△131,371千円、一方、増額要因として災害復旧費（台風19号農業用施設災害復旧工事等）452,472千円、諸支出金（基金費等）368,875千円などが増となっている。

平成17年度から当町の会計を経由している地方交付税の南佐久環境衛生組合分467,082千円は歳入、歳出に両建てとなっている。

### (1) 財政状況

経常的一般行政経費を賄う一般会計の歳入の財源を性質別に分類したのが「表1」であり、それぞれ年度別に財源割合を示した。町財政において第一の要件としては、予算執行の結果である決算において黒字か赤字かも重要な要件であるが、

第二の要件として財政構造の弾力性を確保することも重要な要件である。こうした財政原則を前提として「表1」を考察すると、満足ではないが当町の財政力が自ずと理解されると思われる。

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	決算額に占める割合 %		
				3年度	2年度	元年度

自主財源	3,020,997	2,945,864	3,155,530	28.6 (29.9)	26.6 (27.7)	32.0 (33.6)
依存財源	7,546,052 (7,078,970)	8,146,716 (7,680,237)	6,692,638 (6,226,998)	71.4 (70.1)	73.4 (72.3)	68.0 (66.4)
合 計	10,567,049 (10,099,967)	11,092,580 (10,626,101)	9,848,168 (9,382,528)	100.0	100.0	100.0
一般財源	5,860,221 (5,393,139)	5,585,850 (5,119,371)	5,775,350 (5,309,710)	55.5 (53.4)	50.4 (48.2)	58.6 (56.6)
特定財源	4,706,828	5,506,730	4,072,818	44.5 (46.6)	49.6 (51.8)	41.4 (43.4)
合 計	10,567,049 (10,099,967)	11,092,580 (10,626,101)	9,848,168 (9,382,528)	100.0	100.0	100.0

「表 1」 性質別財源の推移 (単位 千円)

※( )内は南環分 467,082 千円除く

昨年度と比較すると、自主財源は 75,133 千円の増額、一般財源は 273,768 千円(南環分除く)の増額となった。

## (2) 財政構造の弾力性

町財政において第一の要件として、予算執行の結果で決算において、歳入決算額と歳出決算額の差額に留まらず、実質収支においても黒字か赤字であるかが重要な焦点であり、第二の要件は財政構造の弾力性を確保することである。こうした財政原則を前提として「表 2」は一般的に用いられる財政力の診断に係わる財務比率の指標である。

「表 2」 財政構造に係る財務比率 ※( )内は臨時財政対策債を除いた場合

区 分	財政力指数	経常収支比率	経常一般財源 比率	実質公債費 比率
令和 3 年度	0.240	86.4(89.4)	98.5	11.0
令和 2 年度	0.240	91.7(94.5)	97.9	11.4
令和元年度	0.240	89.4(92.1)	98.7	11.6

① 財政力指数は、その団体の財政力(能力)を判断する指数で「1」に近いほど財源に余裕があるとされている。したがって、「1」になると地方交付税は交付されない。(令和 2 年度長野県町村平均 0.35)

地方交付税は、自治体の必要経費として人口等から算出する基準財政需要額

と徴収可能な税収を算出した基準財政収入を比べ不足分を国が補う仕組みであるが、県内においての地方交付税の不交付団体は北佐久郡軽井沢町のみである。

- ② 経常収支比率は、財政構造の硬直度あるいは弾力性を示すものとされている。比率が高いほど硬直化が進んでいるといわれ、町村にあっては70～75%に収まるのが妥当である。(令和2年度長野県町村平均82.1)
- ③ 経常一般財源比率は、財政構造の弾力性を診断する方法で、毎年連続して経常的に収入される財源で用途が特定されない財源が、標準財政規模に対する割合を比較する方法で、100を超える度合いが高いほど一般財源に余裕があるとされている。
- ④ 実質公債費比率は、自治体収入に対する借金返済額の比率を示す財政指標。従来の起債制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、自治体の財政実態をより正確に把握できる。地方財政法の規定で、18%以上になると新たに地方債を発行して借金する際、財政運営の計画を立てて国や県の許可を得なければならない。25%以上だと単独事業の地方債が一部認められなくなり起債制限団体となる。(令和2年度長野県市町村平均6.1)

### (3) 健全化判断比率及び資金不足比率

佐久穂町の令和2年度決算による「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、いずれの比率も早期健全化基準以下となっています。この比率については、法令等に基づき適正な算定要素が用いられており算出過程及び関係書類等の作成に誤りがないことを認めました。

今後この基準内で推移できるよう財政の健全化に努めて下さい。また、特別会計の「資金不足比率」については、一般会計からの繰入金により現在のところ資金不足は生じていませんが、今後も更なる経営努力が必要と思われれます。

## 歳入

(1) 地方自治体の行財政の基盤を成しているのは税金と言われるが、令和3年度財政における町税は1,099,998千円の調定額に対し、収入済額は1,050,720千円で、収納率は95.5%（2年度94.1%）であった。昨年度と比較すると調定額で42,035千円の減額、収入済額は24,409千円の減額である。収入未済額は42,522千円で10,609千円の減額となった。

なお、不納欠損額は6,756千円で、昨年度と比較すると9,574千円の減額となった。人口減少や固定資産評価額の見直し等の影響から、税の調定額、収入額は下がっているものの、収納率は昨年度より向上しており、徴収努力が認められる。また、

不納欠損も減少傾向にあり、今後とも引き続き、未納額を増やさない取り組みを進めていただきたい。

(2) 令和3年度決算の歳入の主位を占めているのは、やはり地方交付税で4,349,165千円（南環分除くと3,882,083千円）は歳入決算額の41.2%（38.4%）である。昨年度と比較して253,721千円、南環分除いても253,118千円のそれぞれ増額であるが、町財政の中の町税等の増加は見込めない状態の中で、行財政のなお一層の合理化努力が必要である。

## 歳 出

歳出決算の状況は次のとおりである。 (単位 千円)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	令和元年度 (C)	2年度比較	
				増減(A)-(B)	増減率%
予 算 現 額	11,912,508	13,828,646	11,608,799	△1,916,138	86.1
支 出 済 額	9,409,502	10,341,382	9,475,114	△931,880	91.0
翌年度繰越額	1,259,021	2,791,901	1,844,432	△1,532,880	45.1
不 用 額	1,243,985	695,363	289,253	548,622	178.9
予 算 執 行 率	79.0	74.8	81.6	——	——

※予算執行率＝支出済額÷予算現額 (翌年度繰越分は算入していない。)

### (1) 議会費

議会費の歳出決算額は70,320千円で、昨年度と比較し1,543千円の減額である。主な減要因は、議会タブレット導入に係る備品購入費の減である。

### (2) 総務費

総務費の歳出決算額は924,922千円で、昨年度と比較し540,495千円減額である。 (単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
総 務 管 理 費(イ)	712,199	1,241,960	1,613,039	△529,761
徴 税 費(ロ)	82,006	67,274	80,706	14,732
戸籍住民基本台帳費(ハ)	109,521	145,711	118,014	△36,190
選 挙 費(ニ)	20,187	4,938	9,405	15,249
統 計 調 査 費(ホ)	375	4,905	2,746	△4,530
そ の 他	634	629	594	5
計	924,922	1,465,417	1,824,504	△540,495

主に变化した増減内容は、

- (イ) 総務管理費 △529,761 千円 (繰越新庁舎建設事業費等の減)
- (ロ) 徴税費 14,731 千円 (基幹系税業務委託料、企画財政費から科目変更による増)
- (ハ) 戸籍住民基本台帳費 △36,190 千円 (社会保障・税番号システム改修業務委託、人件費の減ほか)
- (ニ) 選挙費 15,249 千円 (町長選、町議会議員選、参議院議員選による増)
- (ホ) 統計調査費 △4,530 千円 (国勢調査等調査員報酬の減)

### (3) 民生費

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
社会福祉費 (イ)	1,205,847	2,280,028	1,122,465	△1,074,181
児童福祉費 (ロ)	638,776	554,441	551,232	84,335
合 計	1,844,623	2,834,469	1,673,697	△989,846

予算現額 1,979,285 千円、決算額 1,844,623 千円で執行率 93.2%。一般会計の中に占める割合は 19.6%である。(2年度 27.4%、元年度 17.6%)

#### (イ) 社会福祉費

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
社会福祉総務費	329,690	1,383,544	282,865	△1,053,854
老人福祉費	259,211	292,889	288,555	△33,678
障害者福祉費	350,991	326,664	311,112	24,327
介護保険事業費	200,081	220,640	178,256	△20,559
福祉医療費	63,147	54,143	58,878	9,004
そ の 他	2,727	2,148	2,799	579
計	1,205,847	2,280,028	1,122,465	△1,074,181

主に变化した増減内容は、

- ・社会福祉総務費 △1,053,854 千円 (特別定額給付金 1,084,700 千円減、応援チケット生活支援分 46,940 千円減、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 85,500 千円増、台風 19 号災害対策経費 7,699 千円減)
- ・障害者福祉費 24,327 千円 (障害者福祉サービス給付費 14,482 千円増ほか)
- ・介護保険事業費 △20,559 千円 (介護保険特別会計繰出金の減ほか)

少子高齢化の進む中、社会保障に係る経費の増大が予測され、また複雑多様

化した福祉ニーズや、コロナ禍など新たな課題が山積する中ですが、サービスを必要とする住民がこれからも安心して生活できる基盤の構築を要望します。

(ロ) 児童福祉費 (単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
児童福祉総務費	299,501	209,533	195,634	89,968
保 育 所 費	339,275	344,908	355,598	△5,633
計	638,776	554,441	551,232	84,335

主に变化した増減内容は、

- ・児童福祉総務費 89,968千円(子育て世帯臨時特別給付金クーポン券取扱交付金20,495千円増、子育て世代臨時特別給付金78,240千円増、学童クラブエアコン設置工事7,678千円減)
- ・保育所費 △5,633千円(子供のための教育・保育給付費31,679千円増、八千穂保育園改修工事費26,635千円減)

(4) 衛生費

衛生費の歳出決算額は984,580千円で、昨年度比△131,371千円と減額となった。

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
保 健 衛 生 費 (イ)	858,545	798,866	755,337	59,679
清 掃 費 (ロ)	126,035	317,085	185,764	△191,050
計	984,580	1,115,951	941,101	△131,371

主に变化した増減内容は、

(イ) 保健衛生費 59,679千円

- ・保健衛生総務費 △5,880千円  
千曲病院への繰出金(令和3年度実績311,142千円。前年度比10,484千円減)ほか
- ・予防費 89,463千円(新型コロナワクチン予防接種事業92,083千円増)
- ・環境衛生費 △23,909千円(上下水道事業:佐久水特別分担金10,889千円増、南佐久環境衛生組合負担金36,459千円減)

(ロ) 清掃費 △191,050千円

- ・塵芥処理費 △191,193千円(台風19号災害廃棄物処理事業156,476千円減、繰越台風19号災害廃棄物処理事業27,693千円減)

## (5) 農林水産業費

農林水産業費の歳出決算額は 378,284 千円で昨年度比 81,871 千円の減額となった。

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
農 業 費 (イ)	196,581	266,351	235,707	△69,770
林 業 費 (ロ)	181,703	193,804	188,102	△12,101
計	378,284	460,155	423,809	△81,871

なお、令和4年度への繰越明許として、担い手確保経営強化支援事業補助金 10,875 千円、林業センター改修工事費等 11,958 千円、台風 19 号「補助」林業施設災害復旧費 197,281 千円がある。

主に变化した増減内容は、

(イ) 農業費 △69,770 千円

- ・農業振興費 △52,814 千円(繰越台風 19 号農作物災害対策事業補助金 51,103 千円減、繰越農業振興一般経費(農振地域整備計画書作成業務) 4,257 千円減)
- ・農地費 △5,243 千円(小山温水ため池浚渫工事費 26,191 千円増、ため池ハザードマップ作成委託料 5,610 千円減、町単土地改良事業 23,879 千円減)

(ロ) 林業費 △12,101 千円

- ・林業総務費 789 千円増(有害鳥獣駆除捕獲報償金、公用車ほか修理代の増)
- ・林業振興費 △12,890 千円(森林造成事業費(更新一貫施業ほか) 9,184 千円減)

## (6) 商工費

商工費の歳出決算額は 472,305 千円で昨年度比 7,371 千円の増額となった。

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
商 工 費 (イ)	422,682	420,619	65,776	2,063
観 光 費 (ロ)	23,484	18,853	18,112	4,631
休養施設費 (ハ)	7,571	5,444	46,052	2,127
別 荘 費 (ニ)	18,568	20,018	25,410	△1,450
計	472,305	464,934	155,350	7,371

主に変化した増減内容は、

(イ)商工費 2,063 千円

(がんばろう佐久穂応援チケット事業(※前年度繰越 95,025 千円含む)10,687 千円増) (特別警報対策支援金、第6波対応事業者支援金など新型コロナ対策関連補助金 16,900 千円減)

コロナ禍のもと、特に飲食業界、宿泊業界は依然として厳しい状況が続いており、これからも効果的な支援が望まれます。

(ロ) 観光費 4,631 千円 (スキー場第5リフト撤去工事4,297 千円減など)。

コロナ禍の影響から駒出池キャンプ場、スキー場以外は観光客の減少はさらに進んでいる。

○キャンプ場利用状況

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比率
利 用 者	19,818 人	16,539 人	14,621 人	119.8%
収 入 額	69,974 千円	58,624 千円	48,029 千円	119.4%

※駒出池キャンプ場については、令和元年度から指定管理者制度により(株)アドバンスが経営。  
乙女の森バンガロー村については、令和4年度解体予定となっている。

○補助金内訳

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
佐久穂町商工会	10,800	9,500	10,400	1,300
佐久穂町観光協会	1,615	1,615	2,375	0
雇用促進助成金	3,300	4,100	4,000	△800
コロナ対策関連補助金(新規分)	12,300	29,200	0	△16,900
その他	4,868	2,616	2,069	2,252
計	32,883	47,031	14,844	△14,148

コロナ対策関連補助金(新規分)は、特別警報対策支援金6,400千円、第6波対応事業者支援金5,900千円が給付されている。

(7) 土木費

土木費の歳出決算額は 839,742 千円で、昨年度比 8,542 千円の減額となった。

(単位 千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	2 年度比
土木管理費(イ)	132,014	135,207	107,613	△3,193
道路橋梁費(ロ)	228,801	236,571	368,449	△7,770
河 川 費(二)	2,189	2,254	1,589	△65
下水道費他(ホ)	476,738	474,252	473,942	2,486
計	839,742	848,284	951,593	△8,542

下水道費他には南佐久環境衛生組合への繰出金（交付税分）、令和 3 年度 467,082 千円（2 年度 466,479 千円、元年度 465,640 千円）が含まれている。

主な増減の内容は、

(イ)土木管理費 △3,193 千円

（道路台帳更新業務委託 7,260 千円増、中部横断道橋梁点検業務委託 8,811 千円減、L 2 ハザードマップ作成委託 2,035 千円減、他作業員人件費など）

(ロ)道路橋梁費 △7,770 千円

（町単道路維持改良事業 30,157 千円増、辺地対策事業工事費 40,614 千円増、過疎対策事業 12,033 千円増、町単橋梁維持改良事業 14,810 千円減、補助橋梁維持改良事業 64,975 千円減 など）

なお、災害復旧関連費として、辺地対策事業 50,072 千円と、過疎対策事業 77,653 千円、町単交通安全対策事業 5,500 千円、「補助」橋梁維持改良事業 37,200 千円が翌年度繰越となっている。

## (8) 消防費

消防費の歳出決算額は 199,991 千円で昨年度比 25,456 千円の減額である。

支出の主なものは、佐久広域消防本部への負担金 127,497 千円である。（2 年度 131,978 千円、元年度 131,607 千円）

## (9) 教育費

教育費の歳出決算額は 644,254 千円で、昨年度比 20,484 千円の増額である。

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
教育総務費(イ)	263,642	230,298	291,402	33,344
小学校費(ロ)	63,586	66,842	48,635	△3,256
中学校費(ハ)	72,215	62,638	49,945	9,577
学校給食費(ニ)	59,190	59,095	60,936	95
社会教育費(ホ)	165,700	184,756	159,207	△19,056
保健体育費(ヘ)	19,921	20,141	23,793	△220
計	644,254	623,770	633,918	20,484

主な増減の内容は、

(イ)教育総務費 33,344 千円

(統合小中学校費 (※前年度繰越 95,447 千円非常用発電設備等設置工事費含む) 20,941 千円増)

(ロ)小学校費 △3,256 千円 (4年ごと教材費 4,388 千円減)

(ハ)中学校費 9,577 千円 (学校給食補助金 1,817 千円増、4年ごと教材費 2,856 千円増、ほか中学校管理一般経費人件費の増など)

(ホ)社会教育費 △19,056 千円 (生涯学習館管理事業、非常用発電施設設置工事 19,987 千円の減ほか)

#### (10)災害復旧費

災害復旧費の歳出決算額は主に台風19号災害復旧工事費で1,345,775千円。前年度比485,005千円の増額である。

なお、令和4年度への繰越明許として、327,441千円、事故繰越として351,199千円がある。

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
農林水産施設災害復旧費(イ)	919,971	467,499	275,271	452,472
公共土木施設災害復旧費(ロ)	425,804	390,961	279,182	34,843
その他施設災害復旧費(ハ)	0	2,310	17,189	△2,310
計	1,345,775	860,770	571,642	485,005

主な増減の内容は、

(イ)農林水産施設災害復旧費 452,472 千円

- ・農業災害復旧費 418,728 千円の増（繰越台風 19 号「補助」農業用施設災害  
工事費の増）
  - ・林業災害復旧費 33,744 千円増
- (ロ) 公共土木災害復旧費 34,843 千円（台風 19 号「町単」道路橋梁災害復旧  
工事費の増 ほか）

## (11) 公債費

公債費の歳出決算額は、1,076,239 千円で、昨年度比 33,493 千円の減額である。  
(単位 千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	2 年度比
元 金	1,059,254	1,090,478	1,206,102	△31,224
利 子	16,985	19,254	22,556	△2,269
計	1,076,239	1,109,732	1,228,658	△33,493

### <参 考>

起債額及び償還額の推移 (単位 千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 16 年度	
起 債 額	518,885	849,479	1,116,376	——	
償 還 元 金	1,145,682	1,175,239	1,289,986	——	
年度末残高	4,768,059	5,395,035	5,720,793	13,095,934	
内 訳	(一般)	4,141,898	4,695,667	4,942,204	9,973,403
	(特別)	626,161	699,368	778,589	3,122,531

※病院事業会計は除外してある。

## (12) 諸支出金

諸支出金の歳出額は以下のとおりである。(単位 千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	2 年度比
財政調整基金費	50,607	110,663	517,154	△60,056
減 債 基 金 費	560	718	3,657	△158
地 域 振 興 基 金	363	496	261	△133
公共施設整備基金	2,419	2,096	2,930	323
別荘・中山間他	6	6	10	0
子育て支援基金費	460,002	18	20	459,984
森林環境譲与税基金外	15,425	15,421	7,254	4

住宅地造成特会	34,713	20,292	13,836	14,421	貸付金
索道事業特別会計	—	—	148,803	0	
老人保健施設特会	57,403	42,583	65,500	14,820	貸付金
病院事業会計	0	60,000	0	△60,000	
住宅改修資金特会	6,967	7,297	7,384	△330	貸付金
国民健康保険特会	0	0	0	0	貸付金
諸 費	0	0	0	0	
計	628,465	259,590	766,809	368,875	

## 2) 特別会計

### 1 令和3年度佐久穂町国民健康保険特別会計

令和2年度から「国民健康保険制度改革」により、県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険を運営するように制度が変更となった。

歳入総額 1,254,977 千円、歳出総額 1,226,700 千円、差引残高 28,277 千円である。国民健康保険加入者は令和3年度末 2,630 人で 60 人の減少となっている。

国民健康保険税の現年度分調定額に対し、収入未済額は 6,797 千円で、前年度と比較して 845 千円の増となった。

また、国民健康保険税の徴収率は、現年度分を見ると 97.2%で昨年度 97.6%と比較し約 0.4 ポイント減少している。なお、令和3年度は滞納額の内 3,108 千円を不納欠損額として処理を行っている。(昨年度 4,495 千円) 処理内容から妥当と考えますが、今後、年々増えることが予想されるので早期に対策の検討を願います。

滞納額 22,405 千円は、対前年では減少しているものの依然高額であり、相互扶助の国民健康保険制度の主旨を徹底し、滞納額減少に努めてください。

一方、保険給付費は毎年高水準に推移しており、3年度は 888,644 千円で、昨年度比 51,501 千円増となった。今後も高齢化が進むことにより医療費の増大が懸念されます。

ただし、令和元年度からの国保県域化により財政運営の安定化が図られ、同年に一般会計借入金を全額返済しており、令和3年度の実質単年度収支は 28,277 千円となり、15,000 千円の基金積立を行っている。

### 2 令和3年度佐久穂町介護保険特別会計

歳入総額 1,455,666 千円、歳出総額 1,437,311 千円、差引残高 18,355 千円で基金積立 10,000 千円実施した。

歳入を項目別に見ると下記のとおりである。

(単位 千円)

項 目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	2年度比
保 険 料	271,923	253,616	258,834	18,307
国・県支出金	609,305	587,787	572,030	21,518
支払基金交付金	360,846	370,461	361,021	△9,615
一般会計繰入金	199,063	216,627	176,560	△17,564
そ の 他	14,529	25,577	45,868	△11,048
計	1,455,666	1,454,068	1,414,313	1,598

令和3年度に未納保険料のうち53千円を不納欠損処理した。

歳出は主に保険給付費である。3年度1,295,504千円、2年度1,344,355千円で48,851千円の減額である。今後益々高齢化が進み、要介護認定者の増加が確実に予想される中で、引き続き保健・福祉・医療の連携を密にし、充実した介護サービスが提供できるよう努めてください。

### 3 令和3年度佐久穂町住宅改修資金等貸付事業特別会計

(単位 千円)

年 度	歳入総額	歳出総額	残 高
令和3年度	7,328	7,297	31
令和2年度	7,386	7,384	2
令和元年度	7,702	7,693	9

歳入の内、貸付元利収入状況

(単位 千円：%)

年 度	調定額	収入済額	収入未済額	内過年度分	徴収率
令和3年度	32,085	359	31,726	31,726	1.1
令和2年度	32,166	81	32,086	32,086	0.3
令和元年度	32,474	308	32,166	32,166	0.9

依然として滞納繰越額が高水準に推移しており、なお一層の滞納額減少に努めてください。

### 4 令和3年度佐久穂町簡易水道事業特別会計

歳入総額41,510千円、歳出総額39,049千円、差引残高2,461千円である。

歳入は、使用料及び手数料(八千穂簡水、八千穂高原簡水、宿岩簡水)で調定額15,811千円に対し収入額15,564千円(未納額247千円)、他は繰入金である。

歳出は、簡水管理費36,823千円、一般会計償還金1,700千円他となっている。

### 5 令和3年度佐久穂町農業集落排水事業特別会計

歳入総額85,148千円、歳出総額85,147千円、差引残高1千円である。

歳入の主なものは、繰入64,937千円と使用料及び手数料収入の11,555千円である。令和4年度より上地区農集が南佐久公共下水道へ移管となることに伴い令和3年度は移管前の修繕費と未収金の不納欠損が行われている。

歳出の主なものは、公債費の償還47,921千円、事業費30,242千円である。

○加入・接続状況（戸数）

年 度	上 区	花岡・崎田	佐 口	うそのくち	計
令和3年度	209	0	0	25	234
令和2年度	206	0	0	25	211
令和元年度	216	0	0	25	241

## 6 令和3年度佐久穂町住宅地造成事業特別会計

歳入総額 34,714 千円、歳出総額 34,713 千円である。

歳入の主なものは、一般会計からの借入金 34,713 千円である。

歳出の主なものは、一般会計への償還金 34,260 千円である。

※（3年度末一般会計借入残高 151,452 千円）

○各団地の販売状況（3年度末）は下記のとおりである。

- ・城山団地 89区画中 87区画販売済 2区画未売却
- ・雁明団地 60区画中 48区画販売済 12区画未売却

雁明団地については、未売却数が多く売却を推進するため過去に価格の見直しの対応策がとられ、令和2年度には1区画売却実績があった。中部横断道の開通によるアクセス向上のメリットをPRするなど、更なる販売促進に努めてください。

## 7 令和3年度佐久穂町老人保健施設特別会計

歳入総額 428,330 千円、歳出総額 423,984 千円、差引残高 4,346 千円となっている。（実質収支のうち 2,200 千円基金積立をした。）

歳入の主なものは、事業のサービス収入 266,839 千円（介護給付及び予防給付 205,060 千円、自己負担金 61,779 千円）、繰入金 52,114 千円（一般会計繰入金）、一般会計借入金 57,403 千円である。

歳出の主なものは、サービス事業費 238,330 千円、公債費 48,154 千円、管理費 104,440 千円、一般会計への返済 33,052 千円である。

なお、サービス収入の内、自己負担収入で 2,620 千円の未納額があり（前年度 2,500 千円）、引き続き未納に対しての発生は最小限に抑えられるよう努めてください。

サービス利用者が在宅系から施設系のサービスを望む傾向があり、老健のサービスニーズが低下しつつあり、今後の施設のあり方について他施設を含めた総合的な検討が必要と思われる。

## 8 令和3年度佐久穂町後期高齢者医療特別会計

歳入総額 148,046 千円、歳出総額 147,112 千円である。

歳入の主なものは、保険料で 102,177 千円（2年度 101,559 千円）、一般会計よりの繰入金 44,898 千円（2年度 46,136 千円）である。

なお、収入未済額（保険料未納額）は 51 千円（2年度 50 千円）となっている。

歳出の主なものは、広域連合への納付金 145,919 千円（2年度 146,648 千円）である。

広域連合への納付金は、一般会計から支出される療養給付費負担金が減少したことと併せて、前年度より減少している。

# 財政援助団体の監査結果報告

地方自治法第199条第7項に基づき、令和3年度会計において財政的援助（補助金・交付金・負担金・損失補償利子補給）を与えている団体等の出納及びその他の事務の執行状況の一部を抽出し監査を実施したので、その結果を次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の期日

令和4年8月4日・8日 2日間

## 2. 監査対象

監査対象補助団体	監査対象事業
佐久穂町社会福祉協議会	社会福祉事業
佐久浅間農業協同組合	農業振興事業
佐久穂町商工会	商工業振興事業
佐久穂町観光協会	観光振興事業

## 3. 監査結果

### (1) 佐久穂町社会福祉協議会 補助金額14,994千円

住民主体の地域福祉を支援するコーディネーターとして住民の支えあい活動やボランティア活動、ふれあい・いきいきサロン事業など地域共生社会の実現に向けて、仕組みづくりに取り組んでいる。

今後、地域社会を構成する役割として社会福祉協議会に対する期待度は大きいと考えるので密接な住民サービスの展開を期待したい。

補助金は書類審査の結果、目的外の支出はないと認めた。

サービス利用者が施設系のサービスを望む傾向が高まっており、社協の展開する在宅系サービス提供体制のあり方について検討が必要と思われる。

### (2) 佐久浅間農業協同組合（佐久穂営農センター） 補助金額6,745千円

野菜・きのこ価格安定 650千円、酪農部会 329千円、畜産環境衛生事業 59千円、花卉価格安定事業 503千円、花卉連作障害対策 603千円、農業用廃プラスチック適正処理事業 300千円、花卉部会（新花導入） 958千円、りんご腐乱病対策事業 200千円、果樹部会 187千円、生食トマト育苗事業 40千円、野菜・きのこ土壌改良等支援事業 830千円、農作物獣害防止対策事業 2,086千円であ

る。

農業振興のための補助であり、農業従事者にとっては経営安定に寄与したと認められるが、その使途が毎年固定的であるので、より有用度の高い事業を構築するなど有効活用に努められたい。

なお、補助金は事業内訳書等書類を審査したところ、目的外の支出はないと認めた。

### (3) 佐久穂町商工会 補助金額 10,800千円

旧佐久町及び旧八千穂村商工会が平成18年4月に合併し佐久穂町商工会となっており、同年度より商工業振興地域活性化を目的とした「佐久穂町ふれあいタクシー事業（佐久穂町新交通システム）」も15年目となり、町・受付センター・乗務員・商工会の連携のとれた運営が行われている。

一日の利用者平均は3年度72.8人（2年度75.9人）である。3年度は一昨年の台風19号災害による利用者減の状態から回復しておらず、またコロナ禍の外出自粛の影響もあり利用者は昨年よりさらに減少している。

ふれあいタクシー事業は町の公共交通システムの基軸であり、住民の生活の足の確保は元より、運転に不安を抱える高齢者など利用者のニーズを踏まえ、さらなる利便性の向上を期待します。

これまで、商工会員の減少が続いていたが、大日向小学校開校の影響から移住された方が新会員になるといった新しい動きが生じているため、町と連携した複合的な移住者支援、創業者支援が必要と思われます。

#### ○支出の主なものを事業別に見ると

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
小規模事業 支援事業職員設置費	18,580	18,168	18,484
小規模事業経営支援事業費	3,092	3,136	2,564
経営改善普及事業指導事業	8,607	8,944	8,496
地域総合振興事業費	4,620	4,572	6,275
管 理 費	5,823	5,214	6,403
資 産 取 得 支 出	1,709	—	—
資 産 取 得 等 引 当 費	750	1,300	1,400

特定創業支援事業受託費	—	—	842
その他事業費	4,187	1,063	1,902
計	47,368	42,397	46,366

\*会員数311名（2年度末311名、元年度末316名）

補助金は商工振興事業に支出されており、目的外支出は認められなかった。

#### （4）佐久穂町観光協会 補助金額1,615千円

歳入の主なものは、補助金収入1,615千円、会費収入629千円等である。

歳出の主なものは、事業費1,805千円、補助金150千円（紅葉祭0千円、花さく太鼓150千円）等である。3年度はコロナ禍の影響により紅葉祭については中止となったことから昨年に引き続き補助金の交付はなかった。観光資源の豊富な素晴らしい八千穂高原を、産業振興課・商工会・観光協会がタイアップして、より一層の観光地となるよう大いに期待します。

令和6年度開業予定の（仮称）道の駅八千穂ICの整備計画が進んでおり、新たな拠点として町、観光協会、関係団体が連携して一層の観光振興が図られるよう努めていただきたい。

なお、補助金は観光振興事業に支出されており、目的外支出は認められなかった。

以上、各会計別、財政援助団体の審査報告を述べさせていただきました。

最後に、令和3年度の決算審査を実施するに当たり、担当課長、担当係員の皆さんには業務多忙中にもかかわらず、資料の提出及び説明をしていただき、所期の目的を達成することができました。心から感謝とお礼を申し上げます。

以上で、令和3年度の審査意見報告を終わります。